

○三郷町地域クラブ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三郷町立三郷中学校（以下「中学校」という。）の生徒（以下「生徒」という。）がスポーツ、文化芸術に係る活動等に親しむ機会を地域で確保し、生徒の健全な心身の育成を図るため、三郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する団体（以下「三郷町地域クラブ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 三郷町地域クラブの名称は、C L U B ☆ 3 5（クラブスターサンゴウ）とする。

(委託)

第3条 三郷町地域クラブの運営に係る業務は、その全部又は一部を教育委員会が適当と認める者（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(指導者)

第4条 三郷町地域クラブの指導者は、教育委員会が別に定める基準を満たす者とする。

(活動方針等)

第5条 三郷町地域クラブの活動方針は、生徒が健全な心身の育成を図ることを目指し、適切な指導を行うため、教育委員会が別に定めるものとする。

2 三郷町地域クラブの活動日は、原則として土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入会)

第6条 三郷町地域クラブへ入会できる者は、生徒とする。ただし、第8条第3項の規定により退会させられた生徒については、同項の規定により教育委員会が決定した再入会の条件を満たしている場合に限る。

2 三郷町地域クラブへの入会を希望する生徒の保護者は、次に掲げる事項に同意の上で、三郷町地域クラブ入会届（第1号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 練習、試合その他三郷町地域クラブの活動に際し事故等が発生した場合は、受託者が加盟するスポーツ安全保険（以下「スポーツ安全保険」という。）

の範囲内での対応となること。

- (2) 三郷町地域クラブの活動の範囲内で、教育委員会、受託者及び指導者が、次に掲げる事項のために生徒及びその保護者の個人情報を利用すること。

ア 会員名簿の作成

イ スポーツ安全保険への加入

ウ 各種大会への参加の申込み

エ その他三郷町地域クラブの活動に必要な事項

- (3) 第8条第3項各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会が生徒を三郷町地域クラブから退会させる場合があること。

- (4) 第9条第5項としての資格に関する事項を照会すること。

(変更)

第7条 前条第2項の規定による届出をした者は、その届出をした内容に変更が生じたときは、三郷町地域クラブ変更届（第2号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

(退会)

第8条 三郷町地域クラブからの退会を希望する生徒の保護者は、三郷町地域クラブ退会届（第3号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、生徒でなくなったときは、前項の規定による届出があったものとみなす。

- 3 教育委員会は、生徒又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該生徒を三郷町地域クラブから退会させることができるものとする。この場合において、教育委員会は、当該生徒が再入会する場合における条件を付するものとする。

- (1) 正当な理由なく次条第1項の会費を納付せず、かつ、当該会費の請求があった日から起算して2月以上納付が確認できないとき。

- (2) 三郷町地域クラブの活動において、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項のいじめをいう。）等の不適切な行為をしたとき。

- (3) 生徒が飲酒、喫煙、窃盗その他の違法な行為をしたとき。

- (4) その他三郷町地域クラブの運営に係る業務を妨げる行為をしたとき。

- 4 教育委員会は、前項の規定により生徒を三郷町地域クラブから退会させることを決定したときは、速やかに三郷町地域クラブ退会決定通知書（第4号様

式)により当該生徒の保護者に通知するものとする。

(会費等)

第9条 三郷町地域クラブの会費は、1回あたり500円とする。

2 会費は、毎事業年度中第1期(4月1日～7月31日)、第2期(8月1日～11月30日)、第3期(12月1日～3月31日)の3期に分けて、各期末の翌月に、教育委員会より生徒の保護者に請求するものとする。

3 請求があった者は、教育委員会が指定する方法で速やかに納入するものとし、過誤納の場合を除き、これを返還しないものとする。

4 教育委員会及び受託者は、前項の会費の徴収及び会計処理を適正に処理し、透明性を確保するものとする。

5 教育委員会は、三郷町児童生徒就学援助要綱(平成16年3月三郷町教育委員会告示第1号)の規定による就学援助を受ける者の会費を減免することができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 受託者及び指導者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等の規定に基づき、三郷町地域クラブに入会している者及び入会していた者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 受託者及び指導者は、三郷町地域クラブの活動において知り得た個人情報を、第6条第2項第2号に掲げる事項以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。受託者にあつては委託契約が終了した後、指導者にあつてはその職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 三郷町地域クラブの庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。